

Title	小幡篤次郎考 III：「女工場の開業を祝するの文」をめぐって
Sub Title	
Author	西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2002
Jtitle	近代日本研究 Vol.19, (2002.) ,p.139- 166
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20020000-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料紹介

小幡篤次郎考 Ⅲ

——「女工場の開業を祝するの文」をめぐって——

西澤 直子

一

小幡篤次郎が書いた「女工場の開業を祝するの文」と題した祝辞がある。女工場とは、「女工」（もしくは「女紅」）すなわち養蚕製糸、紡績、機織、裁縫などの手工芸を学ぶ、女子のための教育機関である。特徴として、多くの場合授業料を徴収するとともに、女工の実習によって製作された商品を販売し、運営資金の一部に当てた。

小幡の「女工場の開業を祝するの文」は、貿易業を営み、のちに森村学園を創立した森村市太郎（六代目市

左衛門)が、明治十一(一八七八)年東京築地に女工場を増設するに際し寄せた祝辞である。小幡自らが浄書して森村に贈り、それが慶應義塾に保存されていた。⁽¹⁾大正四年に森村が、「右祝文を慶應義塾に進呈せる手紙」および「森村女工場 教室増築主旨併ニ規則」(後者は印刷物)を添え、慶應義塾に寄贈したものである。これらの資料からは、小幡の女性論の一端を窺い知ることができる。『民間雑誌』に寄せた論説や晩年の講演記録(「一夫一婦論」『慶應義塾学報』明治三十四年三月)と併せて、小幡の女性論および家族論を考察する。

二

森村女工場の設立経緯や諸規則について、前述の「森村女工場 教室増築主旨併ニ規則」には次のようにある。

森村女工場 教室増築主旨併ニ規則

方今我国、文運大ニ進ミ百事日々新、将ニ、久シカラズシテ、欧米文明ノ域ニ至ラントス。然ルニ、旧来ノ習慣、輒リ改ムル能ハス、就中、我東京府下ノ女子タルヤ、紡績、裁縫ヲ業トセズシテ、弾絃、歌舞ヲ以テ、女子ノ主務ト為シ、之ガ父母タル者モ、亦紡績、裁縫ヲ督責セズシテ、弾絃、歌舞ヲ、勉勵セシムル者多キアリ、身ニ手芸ナク、孀徳修ラサル者、皆是ナリ。嗚呼、此ノ如キ、焉ンゾ能ク、其ノ良人ヲ輔翼シテ、其子女ヲ教育センヤ。

曩者、官府、学校ノ設アリテ、女子ヲ教育スルノ道、稍々備ルトイヘトモ、入学限齡アリ。加之、其学課タルヤ、高尚ニシテ、日用浅近ノ事ニアラズ、予憂慮スル事久シ、幸ニ、高知県、広瀬宮子氏、嘗テ、

独国女教師「サイゼン」氏ニ從ヒ洋服、裁縫及ビ、彼国女子ノ手芸ヲ學ビ、併セテ我（和）服ノ裁縫ヲ、能クスト聞キ、去ル明治八年三月、請フテ、女工場ヲ、弊舗ニ開キ、有志ノ婦女子ヲ集メ洋、和服裁縫及ビ、読書ヲ、教授シタリ。

爾來、生徒、日ニ多ク、學業月ニ進ミ、既ニ、本年、内国勸業博覽会ノ學アルニ際シ、女生徒裁縫ノ洋服ヲ陳列シ、賞牌ヲ賜リ、依テ、今般更ニ、教場ヲ、築地南田原町四丁目新六番地（新六）に建築シ、教則ヲ改正シ、明治十一年一月七日ヲ以テ開場ノ期ト為シ、徧ク、府下之女子ニ、教授セント欲ス。希クハ、有志ノ婦女子陸統來學アラン事ヲ。

記

一、当女工場ハ、専ラ生徒ノ品行ヲ、厳正ニシテ、務メテ、婦女子、日用接近ノ業ヲ、授クルヲ以テ、第一ノ主題ト為スベキ事。

一、生徒ノ等級ヲ、凡ソ三級ニ区分シ、第一級ノ生徒無月謝ニシテ、各々日々裁縫賃ヲ与へ、第二級ハ、無月謝ニシテ、裁縫ノ賃ヲ与へズ。第三級ハ、定格ノ月謝ヲ請クベキ事。

但、当工場之便宜ニ因テ、第二級ノ生徒ハ、裁縫賃ノ半額ヲ与へ、第三級生徒ハ、無月謝ニシテ、裁縫賃ヲ与へザル事ニ、改革ナス可キ事モアルベシ。

一、本人之望ニ依テ、寄宿ヲ許ス可キ事モアルベシ。

一、本人之望ニ依テ、洋和裁縫ノ業ハ、申ニ及ハス、読書算術、習字等ノ、大概ヲモ、教授セシムヘキ事。

一、月謝ハ、洋和裁縫并ニ、読書、算術、習字等ノ教授ヲ請フ者ハ、五十錢、裁縫ノミノ業ヲ學フ者、二

十五錢トヲ受クベキ事。

一、生徒ノ等級ヲ定ムルハ、裁縫ノ業ノ、優劣ヲ以テ、相定ムヘキ事。

第一大区八小区

銀座四丁目十六番地

森村市太郎

右によれば森村は、東京府下の女子が歌舞音曲などの習い事はしても、身を立てられるような「手芸」がなく、また「婦徳」を修めようとしないことや、学校制度が整っても入学には年齢制限があり、かつ日用的な事柄を教えないことを憂い、ドイツ人について洋裁を学んだ広瀬宮子を教師に迎えて、女工場を開いた。この女工場は順調に発展し、生徒数が増加するとともに技術も向上して、製作品が内国勸業博覧会で評価されるまでに至り、そこで明治十一年一月二十日に築地に新たな教室が開かれることになった。⁽²⁾

森村女工場の等級は三つに分かれていた。最も初級である第三級は、月謝(授業料)を支払う完全な学生であった。第二級になると月謝は無料になるが、賃金はもらえず、第一級になれば無月謝で、賃金を与えられる。つまり第二級は学生でも工場労働者でもなく、第一級になると基本的には工場労働者で、かつ教育の機会も与えられることになる。教科は洋和裁のほか、読書・算術・習字等を学ぶことができた。ただし、等級はあくまでも裁縫の技術により決定した。また希望すれば寄宿も可能であった。

女工場と呼ばれる機関は、関西を中心に広く北陸や九州で見られる。その実態はさまざまで、京都の英学女工場のように、一般的な教養教育も十分に整った女子の中等機関と捉えられるものもあれば、⁽³⁾職業訓練学校の

色彩が濃いもの、工場に附属した簡単な教育機関と考えられるものなどがある。一方で芸娼妓の教育授産施設として、遊郭地にも多くの女工場が設立された。⁴⁾ こうした多様性から、女工場に関する研究は現在まであまり進んでいない。唯一のまとまった成果は、坂本清泉・坂本智恵子両氏による『近代女子教育の成立と女紅場』（あゆみ出版、昭和五十八年）である。両氏は同著のなかで、女工場の教育事業には「民衆的発想」が受け継がれているとし、女工場の特徴として次のような点を掲げている。

① 一人前の女性としての労働能力を育てて欲しいという民衆の期待に応える。

② 民衆の相互教育・相互扶助の伝統を受け継いでいる。

③ 地域の協同・連帯により、地域の生活課題に応え、生産を発展させる。

④ 教育事業に必要な物質的基礎を、地域住民からの寄附や基金拠出によって、また生徒の労働によって生み出そうとする。

だが森村女工場の場合は、いずれの点においても右記と異なる。①については、むしろ人々が女工を学ぼうとしない、またさせないことを憂いて設立したとなっている。②から④の点についても、学校運営の資金を生徒の労働から生み出すという発想は同じであるが、森村という企業が中心になっていて、ほとんど地域性は感じられない。もともと森村は江戸京橋の老舗の袋物商であったが、安政年間の火災で経営が傾いてしまったのを、市太郎（六代目市左衛門）が開港後の横浜での貿易で挽回した。その後馬具の製造と洋裁業を営み、明治九（一八七六）年に森村組（のち森村ブラザーズ）を組織して日本製雑貨の輸出を行い、特に陶器の直輸出で財を築いた。その過程で、明治八年三月、女子に必須の技術を与えようとし、新しい教育のあり方を憂い、最初の女工場を設立し、更に十一年一月の増設に至ったのである。等級を規定した条項の末尾に「但、当工場之便宜

ニ因テ、第二級ノ生徒ハ、裁縫賃ノ半額ヲ与ヘ、第三級生徒ハ、無月謝ニシテ、裁縫賃ヲ与ヘザル事ニ、改革ナス可キ事モアルベシ」とあるのは、収益の成果を反映させようとするものと考えられ、企業的な発想を垣間見ることができるといえる。

ただし、森村女工場が女工場として特殊であったとするには、まだ他の事例報告を待たねばならない。前掲『近代女子教育の成立と女紅場』には数多くの女工場が報告されているが、東京における事例がほとんど挙げられていない。東京の女工場として知られているのは、管見の限りではわずか工部省勸工寮の女工場のみである。三好信浩氏は『日本の女性と産業教育―近代産業社会における女性の役割』（東信堂、平成十二年）の中で、勸工寮女工場開設時の工部省の達を「少女だけでなく、成人を含めて、女子の技芸教育の必要を説いた日本における最初の文書」と評価しながらも、明治六年七月に設立された女工場自体は二年半の短命に終り、「勸工寮の製糸場と関連が深く、主として製糸技術の伝習がなされたかの感を抱かせるが、女工場開設の趣意書に見られるような技芸教育の目的は、実現するに至らなかったものと思われる」と述べている。⁽⁵⁾東京での女工場が、全体的に地域性よりも特定機関と結びついたものであった可能性もある。

森村女工場は、明治八年から少なくとも十一年までは、東京において順調に学生数が増えた。森村が何を手本に女工場の経営を行ったのかは、今のところ明らかでない。官の挫折に対し、民間企業である森村の試みがある程度成功した理由などについては、今後の資料発掘如何になる。

森村女工場増設に対する小幡の祝辞は、左の通りである。

女工場の開業を祝するの文

世の中に、仕事の種類は数へ難き程有るものなれども、或ハ力強からざれば出来ぬことあり。或は寒暑風雨に曝されざれば出来ぬ事あり。或は骨折の甚しきに過ること等ありて、男ハ能く之に堪へ、能く之を為し得べきが、女にハ堪兼ね為し得ざること多し。故に男の仕事ハ数多あれども、女の仕事ハ少きものなり。また特に体格の強弱あるが為め、男女の仕事に数の多少あるのミならず、女にハ不似合なる仕事として、国俗の許さゝること亦頗る多し。故に少き仕事も又少くなりて、竟にハ、為すべからざる仕事をも為さゝれば活計を営ミ難きに至りしハ、歎かハしき事なり。裁縫の如きハ女の体格能く堪る所にして、又最も女に似合たる仕事なりと古今国俗の許す所なり。然るに此業も都会の地などハ、別して男子に蚕食され、其手に成るもの過半に居れり。歎しきとも惜しきとも言葉を知らぬ有様なり。余友森村市左衛門君、過る明治八年三月より女教師広瀬氏に女工場の事を托し、有志の婦人に裁縫を教へ、兼て読書を学はしめしに、生徒日に加はり学業月に進めるを以て、新に工場を築地南小田原町新六番地に築き、明治十一年一月廿日を選び工場開業の礼を行ふと聞き、其規則書を乞ふて之を見るに、教科完備、規則厳整、婦人の爰に來学するものをして、徳あり能あるの人と為らしむるに憾る所あること無し。若し斯る美事世に多く興りなば、女の為し得べき仕事にして、また為して恥しからぬ仕事漸く其数を増し、世教の隆盛を輔翼すること頗る大なるの時を庶幾ふ可し。此に過たる喜あらん哉。

明治十一年一月十九日

東京三田慶應義塾社員

要約すれば、世間に職業はたくさんあるが、男女間には体力的かつ体格的格差があり、女性に合う仕事となると少ない。また女性が行うには「国俗の許さる」仕事も多く、女性たちが活計を営むために、仕方なく「為すべからざる仕事」に就かねばならないのは嘆かわしいことである。その中で裁縫は女性に最も適切な仕事であるが、都会ではこれも男性に侵食されて、男性の職人が過半数になってしまっている。こうした状況の中で、森村市左衛門が明治八（一八七五）年三月に女工場を設立して有志の婦人に裁縫を教え、読書を学ばせ、更に明治十一年一月二十日に新しい工場を開く。その規則書を見れば教科や規則が整い、ここに通えば「徳あり能あるの人」となることができる。世の中にこのような女工場が増えれば、女性に適切な職業、すなわち「為し得べき仕事」にして「為して恥しからぬ仕事」が増え、「世教の隆盛」の助け、つまりモラルの改善となり、非常に喜ばしい。（「世教」は時に儒教をさすが、ここでは世の教え、道徳規範の意味である。）

小幡が、森村女工場を教育機関として、また女性の適切な職場として評価していたことがわかる。しかし、小幡と森村の女工場に対する考えは、必ずしも一致していたわけではなかった。

四

森村の女工場設立について、前掲「森村女工場 教室増築主旨併ニ規則」の他に「右祝文を慶應義塾に進呈せる手紙」には次のように触れられている。

右祝文を慶應義塾に進呈せる手紙

拜啓。私の女子教の必用を感じました事ハ、広瀬美屋子女史の理想に動かされたる結果で、女史ハ土州藩
広瀬実栄君の妹にて、慶応の頃より明治ニ至る折、日本婦人の如何ニも智にともしく力なき、人として実
にあわれむへき事を深く感し、婦人を助けて人となし、家の為國の為自身を犠牲として努力せんと決心せ
られ、築地ニ滞在せる外国女教師に教を受け、研究之末、女子も男子と同様教育するの必用を論せられ私
ハ是を聞き感心致、直ニ同意して築地ニ教場を設け、其主意を福沢先生と小幡先生ニ御咄致せしに、大ニ
同情せられ、開業の時ハ参会すると申されたり。私ハ実に嬉敷存しました。然ニ当日ハ福沢先生御差支ニ
て小幡先生御出被下、祝文を御よみ被下候て、猶一同の心得となる事の御咄を下されたり。女子の智徳勢
力進まされハ一國の独立不可能なる事を感じ、尚今日に至るも確く信し居申候。小幡先生記念之為、先
生御直筆の祝文を進呈仕度候也。

大正四年六月

敬具

慶應義塾御中

森村市左衛門

右によれば、森村が設立の主旨を福沢と小幡に告げると、二人は「大に」賛成したとある。だが前掲「森村
女工場 教室増築主旨併ニ規則」と「女工場の開業を祝するの文」を比べれば、森村と小幡の女工場に寄せる
期待には異なる点が見られる。

まず森村は、等閑視されている「手芸」や「婦徳」を修めさせ、また就学年齢を過ぎても学ぶ機会を与え、生活に役立つ「日用浅近ノ事」を学ばせることを意図した。その目的は「其ノ良人ヲ輔翼シテ、其子女ヲ教育」するためであった。すなわち「手芸」を身につけ「日用浅近ノ事」を学ぶのは、夫を助け子どもを育てるため、よき家庭生活を営むためなのである。ゆえに妻としての徳「婦徳」も問題になっている。

これに比べて小幡が「女工場の開業を祝するの文」で述べるのは、女性の「仕事」である。世に女性に適切な職業がなく、生活の糧を得るためには「為すべからざる仕事」、すなわち身を売るような行為為しかなことを歎く。最も女性に適すると思われる縫製業すらも、過半を男性に侵食されている現状は、「歎しきとも惜しきとも言葉を知らぬ有様」であった。そこへ森村が「教科完備」「規則厳整」な女工場を建てた。小幡は、この女工場の設立によって「女の為し得べき仕事にして、また為して恥しからぬ仕事」が増し、それがモラル向上に大いに貢献することを期待する。森村が、あくまで「手芸」「婦徳」を学ぶことによるよき家庭生活の創出に価値を置くのに対し、小幡の期待は、女性が単なる「芸」ではなく生活手段としての技術を学ぶことであり、また女工場が女性に適切なる仕事を創出することで「世教の隆盛」に貢献する、すなわちモラルが向上することであった。

五

更に森村の言によれば、小幡は増設開業の当日祝辞の他に、「女子の智徳進まされば一国の独立不可能なる事」について述べたという。この点を、小幡と共に森村に賛同し、本来は自ら出向くはずであったという福沢

の言説を参照して考えたい。⁽⁶⁾

時期が遡るが、福沢が明治五（一八七二）年京都で各種学校を見学した際に記した『京都学校之記』の中には、英学女工場に関する次のような記述がある。

英国の教師夫婦を雇ひ、夫は男子を集て英語を授け、婦人は兒女を預りて、英語の外に兼て又縫針の芸を教へり。外国の婦人は一人なれども、府下の婦人にて字を知り女工に長ずる者七、八名ありて其教授を助けり。この席に出で、英語を学び女工を稽古する兒女百三十人余、七、八歳より十三、四歳、華士族の子もあり、商工平民の娘もあり。各貧富に従て、紅粉を装ひ、衣裳を着け、其装潔くして華ならず、粗にして汚れず、言語嬌艶、容貌温和、ものいはざる者も臆する気なく、笑はざるも悦ぶ色あり。花の如く、玉の如く、愛すべく、貴むべく（中略）此学校は中学の内にて最も新なるものなれば、今日の有様にて生徒の学芸いまだ上達せしにはあらざれども、其温和柔順の天稟を以て朝夕英国の教師に親炙し、其学芸を伝習し其言行を聞見し、愚癡固陋の旧習を脱して独立自主の気風に浸潤することあらば、数年の後、全国無量の幸福を致すこと、今より期して待つべきなり。⁽⁷⁾

この『京都学校之記』は、結びに「自から勞して自から食ひ一身一家の独立を謀り遂に一国を独立せしむる者も此子女ならん」の一節があり、女工場を含む京都の学校組織による人材育成に期待していることがわかる。福沢はこの時京都より帰るとすぐ、八月二十一日に慶應義塾衣服仕立局を興した。これは開業時の引札（木版刷、三枚一綴）を見る限り、女工場に類似している。「日本西洋衣服仕立せんたく」と題された引札は、

まず今や洋服が便利であることは周知の事実だが、値段が高いから人々の間に浸透しない、そこで慶應義塾仕立局では「中等以下世間の日用に適して事実上便利なるもの」を中心に製作し、注文に応じて高級品もつくる、また「日本流の仕立」や「羽織小袖の仕立洗張」から「じゅばん下帯足袋の洗濯」に至るまで些細な仕事でも請けると宣伝する。更に続いて、次のように述べる。

一、右二条は客に告る口上なり。今又こゝに仕立場を開きし趣意を記すこと左の如し。凡そ人たる者は男女の差別なく生涯他人の厄介にならぬやう心掛べき筈なるに、世の人或は此義を知らず、殊に都会繁華の地に住居する婦人女子などは、田舎暮しの艱苦をば見しこともなくして柔弱に生ひ育ち、ひたすら男子に依頼して衣食を求め、其身は却て我儘を恣にする者多し。(中略)畢竟婦人に相当すべき職業なきゆゑ此悪弊をも致すなり。抑も世間の事は患るに違あらず、せめて我慶應義塾の社中丈けには一人として斯る無頼の婦人あるべからず、仮令ひこれあらんとするもこれを防がざるべからず。依て此度塾の地面内福沢論吉の旧宅を以て仮に仕立の一局と為し、無用の婦人をして業に就しめんがため事を始めたり。おひく其職業繁昌し、婦人も他の厄介とならずして自から衣食するに至らば、仕事の暇に読書そろばんの稽古をも開くべし。今より後は唯世間にて此局を信じ仕事の日に多からんことを待つのみ。⁽⁸⁾

最後に「其職業繁昌し、婦人も他の厄介とならずして自から衣食するに至らば、仕事の暇に読書そろばんの稽古をも開くべし」と書かれていることから、将来的には教養教育を行う計画があったと考えられる。またこの仕立局では、京都方面から「サガラ木綿」を仕入れることが検討されたが、その時京都側で相談を受けたの

は京都府参事の榎村正直で、榎村は京都で「女紅場の開設に重要な役割をはたした」人物であった。⁽⁹⁾ 福沢が、『京都学校之記』で英学女工場を評価し、帰京後すぐに着手した衣服仕立局で教養教育を考え、また榎村とながりを持ったことは、多分に女工場を意識していたことを窺わせる。

福沢は「日本西洋衣服仕立せんたく」の中で、「男女の差別なく生涯他人の厄介にならぬやう心掛べき」「無頼の婦人あるべからず」「無用の婦人をして業に就しめん」と説く。福沢の仕立局設立の目的が、女性の自立にあったことがわかる。「無頼の婦人」が生れるのは、世間に「婦人に相当すべき職業なき」がゆえで、慶應義塾衣服仕立局をつくることによって、せめて「我慶應義塾の社中丈け」は、自立することができずに衣食を男子に頼って生きる女性をなくしたい、という意図であった。

福沢は明治三年十一月に執筆した「中津留別の書」の中で、「自主自由」「自由独立」の大切さを説き、「一身独立して一家独立し、一家独立して一国独立し、一国独立して天下も独立すべし」と、一身の独立が社会の基本となることを述べた。そして福沢の考える一身の独立とは、独立の活計を営んでこそ成立するものであった。⁽¹⁰⁾ 明治四年十一月中津市学校開校に際して著された「中津市学校之記」は、特に士族に向けて『学問のすすめ』の補完的役割をなすと考えられるが、そこでは「一身不羈ノ産」を立てるための学問の大切さを強調し、「人間交際ノ道ニ於テ躬カラ勞シテ躬カラ食フノ大趣意」に対する理解を求めている。⁽¹¹⁾ また同時に、夫婦であってもお互いの自主自由を認めるべきであるとし、「男といひ女といひ、等しく天地間の一人にて軽重の別あるべき理なし」(「中津留別の書」)と主張する。福沢にとって、男も女も一身独立すべき存在であった。

森村女工場の増築開業式での小幡のスピーチも、この福沢の考えと遠からざる主旨であったと考えられる。ただ「女工場の開業を祝する文」を見る限り、小幡の論調はあくまで「為すべからざる仕事をも為さしれば活

計を営み難き」人、すなわち身を売ってでも働かねば生活ができない人を想定したものと読め、福沢の「凡人たる者は男女の差別なく」という考えとは異なる。女性に相当すべき職業なきことを問題視するのは同じであり、森村のいう一般的な教養としての「女工」ではなく、生活手段としての「女工」を論じてはいるが、女性の自立と結びつけているわけでない。小幡が期待するのは、前述のように適切な職業の創出によるモラルの向上である。

六

小幡が、女性の職業を一身の独立ではなくモラルの向上に結びつけて論じたのは、モラルサイエンスに関心を寄せるなかで、モラル確立の基礎をどこにおくか、究極的には近代社会を構成する単位をどう捉らえるかに拠っている。

小幡は後年、福沢の提言により編纂が開始された「修身要領」の素案づくりに参加する。「修身要領」は、これからの生涯で「出来^てか」してみたいこととして「全国男女の気品を次第々に高尚に導いて真実文明の名に愧かしくないやうにする事」(『福翁自伝』¹³)をあげていた福沢が、新たな道德規範の作成を小幡らに託したものである。明治三十三(一九〇〇)年二月に発表されると、その後全国に浸透させるため、各地で談話会などと称する講演会が開かれた。次に掲げるのは、同年十一月に宇都宮で開かれた談話会における、小幡の演説要旨である。テーマは一夫一婦論であった。

一夫一婦

小幡篤次郎

我師福沢先生は多年倫理道德の問題に心を寄せ之を口に筆に論ぜられたること少なからざるも、特に先年大患の前頃よりは寤寐、常に我社会の風紀の敗類を歎息せられ、人々会ふ毎に談必ず之に向ひ、未だ日として時として弊風の一掃と徳教の刷新を語られざることなし。即ち修身要領の発布も其の一結果にして、若し今日師の健康旧時の如くならんには、或は自から進んで各地に遊説布教を試みらるゝことならん。其の然る能はざるは実に遺憾至極にして、吾等の微力なる果して能く師の希望を充たすを得るや否やを怪むなり。

今日の大弊風として吾等の最も慨嘆に堪へざるは、男女間の道德の紊乱せる事なり。一夫一婦の正道の守られざる事なり。抑も世に男女の数は殆ど同一にして、一夫一婦は正に天然自然の法則なるに、世の醜男兒輩漫に不品行を逞ふして一夫多妻の実を行へる者少なからず。勿論斯かる徒輩は千百人中一、二と云ふ位ならんも、悲ひ哉其輩は概ね社会の中流以上の地位を占むる者なるに因り、一層人目を引き、其の社会全般に及ぼすの弊害は殆ど言ふに忍びざる者あり。是れ如何にしても看過すること能はざる所なるが、扱て之を矯正するには、先づ夫婦をして真に相敬愛するに至らしめざる可からず。

古来日本にては男が妻を迎へ、女が男子へ嫁ぐに、其撰択の法十分ならず、僅に両親の意見及仲人の口上に依て判断する位の事にして、当人自身には互に其性行如何等を詳にせず、甚だしきは許嫁と称し、幼少の時よりして親が勝手に定め置くことあり。斯くては円満なる夫婦の出来ざるも当然にして、偶ま琴瑟の和合を見るを得ば、是れ僥倖のみ。富圖トモに当りたると同じき僥倖のみ。されば健全にして且美はしき家庭を造らんと欲せば、先づ女子に撰択の自由を与へ、相愛し相敬するの男女をして、一家を造るを得せし

めざる可らず、さりとして今日の儘の有様にては、自由撰択を為し得るの機会なきが故に、第一着に男女交際の法を改良し、今少しく女子をして平常男子に接し、男子を知るの機会を富ましめざる可らず。而して其の實地の方法如何に至ては頗る困難にして、予自身に於ても明案なきに苦むものなり。然し世の父母にして此心を以て心とせんには、機に触れ折に附けて、男女交際の区域を広くするの工夫、必ずしも無きに非ざるべし。聞く仏国に於ては少女は比較的多くの自由を与へられず、夫の撰択にも両親の保護干渉密なるに因り、少女の無経験より生ずるの失錯は、割合に少なきも、又両親の干渉より生ずる弊害は自然免れ難しと云ふ。之に反して、米國に於ては女子は十分の自由を与へられ、男女の交際自由なるに因り、配偶の撰択を為すに就ても、人を誤まること少なきの利益あると同時に、又監督者なきための失錯は免れ難しと云ふ。思ふに此二者の中仏国流可なるか、米國流可なるか。大に勘考を要する所なるべしと雖ども、兎に角に今日我國の有様にては、男女の交際なる者存せずと称して差支なき程なれば、之を改良して今少しく女子に自由を与へ、男女相知るの道を開くは何よりの急務ならんと信ず。

扱て青年の男女愈結婚する時は、老夫婦と別居すること必要なり。若夫婦の為す所を老夫婦より見れば可笑しき所もあらん、間違へる点もあらん。然しそれは年若きの罪にして、次第に経験を積むと共に、立派に一人前の主婦となり、主人となるは疑を容れざる事ゆゑ、両親は結婚と共に之を別居せしめ、一家相忌み相闘ぐの不幸を防ぐこと肝要なり。兎角老夫婦が事毎に干渉せんとする其余計の世話が、却て一家相和合の源となるは、世間有勝の事ゆゑ、予は切に別居の実行を望まざる可らず。

之に就ては当人の息子も其結婚前に自立自活の計を立て置くことの必要なるは勿論なるが、同時に又父なる人の財産分配法も多少改めざるを得ざるべし。従来世に行はるる方法に依れば、長子のみ其財産を相

続して、次男以下は殆ど度外視せられ、少なくとも僅に其一小部分をのみ分ち与へらるゝに過ぎず。斯く長子にのみ厚くして他に薄くするは、事の宜きを失へるものゆゑ、縦令割合は長子即ち相続人に多くするとも、更に次男以下の別居者にも、相当の財産を分配するの仕組に改めざる可らず。而して青年男女互に自由撰択に依りて夫婦と為り、且一家自活の道を立て、老夫婦と別居し、父は亦之に相当の財産を分与して其成功を助けんには、健全にして且楽しき新家庭は茲に起るを得、一夫一婦の主義も自から行はるゝに至ることならん。是れ予の呉々も国家の爲めに祈る所なり。

以上は宇都宮修身要領談話会に於ける小幡氏の講演を筆記したるものにして文責は記者にあり。⁽¹⁴⁾

全体の論調は、長年にわたる福沢諭吉の女性論の集大成になつてゐる。まず福沢が明治八年三月『明六雑誌』に発表した「男女同数論」と同じく、世の中は男女ほぼ同数なので一夫一婦が自然であると説く。続いて「日本婦人論」「日本婦人論後編」「男女交際論」「男女交際余論」「女大学評論」「新女大学」などで福沢が繰り返し主張した、女性にも共に家庭を築く相手を選択する自由を与えるべきで、そのためには男女交際が重要であることを説く。更に福沢が「頗る人情に通じたる処置」という若夫婦と老夫婦の別居を勧める。⁽¹⁵⁾

最後に「自立自活の計」を立てることに關係して、財産分配法の変更を主張する。親の財産を嫡子のみが相続する方法は見直すべきであると考えるは、小幡年来の持論であった。小幡は既に明治八年、「嫡子ニ限り家督相続ヲ為スノ弊ヲ論ス」を著している。⁽¹⁶⁾そこでは、兄弟姉妹間に貴賤はなく同等であるべきと考え、また嫡子であるが故に多くを無条件で相続するのは、華士族が勞せずして俸祿を得るのと何ら変わららず、「旧來ノ習俗ニ仍テ家庭ノ華士族ヲ掃攘セザレバ、年ヲ経ズシテ新陳ノ貴族交替シ、復タ依然タル旧醜態ヲ発露ス可

シ」との考えから、長子単独相続を否定する。「修身要領」の談話会では「縦令割合は長子即ち相続人に多くすると」と述べ、兄弟姉妹同等とは言っていないが、親は「健全にして且樂しき新家庭」をなすための「相当の財産」を自分の子供すべてに与えるべきであると主張している。「健全にして且樂しき新家庭」こそが一夫一婦制確立の基礎となり、モラルの向上を導くと考えている。

七

小幡の「女工場の開業を祝する文」と「一夫一婦」の間には、二十二年の年月の経過がある。しかし根底にある命題は、同じように倫理観の改善、モラルの向上である。そのために前者では活計を営まねばならぬ女性は適切な職業に就くべきであると主張し、女工場に期待を寄せる。後者では一夫一婦制の確立のため、男女同数論や男女交際論を述べ、長子単独相続の弊害を説く。小幡が、福沢のように女性の自立にまで踏み込むことがなく、かつ明治八（一八七五）年以来相続方法を問題視し続けたのは、新しいモラルの確立において家族のあり方が重要であると認識していたからであろう。

更にすべての子に「健全にして且樂しき新家庭」をなすための経済的援助を与えるべきであるという主張から、小幡が考える家族はいわゆる「家」ではなく、一夫一婦を中心とする単婚家族であることがわかる。小幡は前述の「嫡子ニ限り家督相続ヲ為スノ弊ヲ論ス」において、長子単独相続は勞せずして財を得る階層を作り出し、封建制度の悪習を残して近代化の妨げとなると論じた。家名家産の維持は「創業者ノ自愛心」によるもの、自らの名を残したいという「私念」に他ならないという「トウクヴェル」の言説を引き、賛同する。また

談話会では、「相続人」の存在を認めるが、家産については全ての子に「相当の財産」を分与すべきと主張する。このような長子単独相続の否定は、家父長制度の否定、あるいは変更を意味している。

だが周知のごとく、明治政府は十年代中頃から儒教主義を浸透させるべく数々の方策をたて、明治二十四年には福沢が「明治十四、五年之頃より、何か政府之様子改まりて、教育之風を云々し、所謂老儒（碩）學（卒）杯を用ひて、文明流を擯斥したる、其影響ハ何れ之辺ニ発するやも知る可らず、当局之長老輩も、今後ハ少しく注意して可然」と述べるような状況が作り出される。⁽¹⁷⁾それに伴い「家」という単位は幅広い階層に浸透し、明治民法で家父長制度が確立する。小幡が描いていた青年男女の一夫一婦が独立した家庭をつくり、モラルを向上させ、新しい近代社会を形成するという図式は成り立ち難くなった。しかし、小幡の近代社会像は変わることなく、「健全にして且樂しき新家庭」の創出を説き続けたのである。

八

しかし、その実践においては苦悩がみえる。例えば男女交際のあり方について、小幡は「而して其の實地の方法如何に至ては頗る困難にして、予自身に於ても明案なきに苦むものなり」と心情を吐露している。

福沢は「男女交際論」を執筆したころから、女性を集めたパーティや女性たちも参加する音楽会、落語会などを開き、女性たちが交際術を身につける場を設けている。⁽¹⁸⁾次にあげるのは招待状のひとつと、その様子をアメリカに留学中だった長男一太郎に報じた手紙である。⁽¹⁹⁾

明治十九（一八八六）年四月二十五日付 莊田田鶴宛福沢房・中村里・福沢錦書簡（福沢諭吉代筆）

其後ハ打絶御無沙汰申上候。いよ／＼御機嫌克被為人、御目出度存上候。さ候得は、来る五月一日、私共宅ニテ御寄合致し度、午後一時までニ御入来願上候。何之風情も無御座候得共、麤末之料理さし上度、尤大勢様へ御案内申上、座敷向手狭ニテ、一々御膳部差上兼候ニ付、試ニ立食之趣向ニ致し候間、此段も為念申上置候。何卒御さし繰御出之程御待申上候。右御案内まで、目出度かしく。

福沢ふさ

明治十九年四月廿五日

中村さと

莊田奥様

福沢きん

尚々、立食など申上候ても、極く手輕之日本料理にてさし上候御事ゆゑ、御めし物等決して御心配無之やう、呉々も御心易思召願上候。以上。

明治十九年五月二日付 福沢一太郎宛福沢諭吉書簡

（前略）昨日は、婦人之客致し、凡五十名ばかり、一々膳を備へず、テーブルニ西洋と日本と両様之食物を并へ置、客之銘々取るニ任せて、先ツ立食之風ニ致し、事新らしけれ共、衆婦人実ニ歎を尽したるが如し。取持ハ内之娘共と外ニ社中之バッチェロルハ、九名を頼み、誠ニ優しく且賑ニ有之候。此様子ニテは婦女子も次第ニ交際之道ニ入る事難からずと、独り窃ニ喜ひ居候。（後略）

こうした福沢の試みがあまり成功しなかったのか、あるいは小幡にとって受け入れにくいものであったのか、少なくとも明治三十四年の小幡は、男女交際の場合が必要であることを理解しつつも、具体的な対策をたてられないでいた。その点が「家」制度を中心とし儒教主義的な社会秩序の形成に、十分に抗することができない原因となっていたのではないだろうか。

小幡の長女である桜井静子は、高橋誠一郎との対談の中で、進行役の富田正文に次のようなエピソードを紹介している。⁽²⁰⁾

富田 おうちにおける小幡先生は、どういう方でしたか。

桜井 やさしいんですが、こわかったです。福沢先生のお書きになった『女大学評論・新女大学』を一冊ずつ父がくれまして、その前書きに、「読み誤って、わがまますることはならぬ」ということを書いてあるんです。やかましかったです。

小幡先生令嬢との対話（その二） エピメーテウス（一五二）

この読み誤ってはならぬという感覚が、小幡に限らず、維新後すぐに西洋の女性論を日本に紹介した、明治初期啓蒙思想家たちの限界であったと思う。特に小幡のように、西洋文明に接する以前、既に漢学や儒学の素養を十分に得ていた場合には、論理として理解することはできても、感覚として全てを受け入れることに不安を禁じ得なかったであろう。家族論を机上のものではなく、咀嚼された自らの論と為し得たか否かに、儒教主義との相克の結末があったといえる。

注

- (1) 慶應義塾図書館蔵。
- (2) 小幡の祝辞には「築地南小田原町新六番地」とあり、「森村女工場 教室増築主旨併ニ規則」には「築地南田原町四丁目新六番地」とあるが、正しくは「築地南小田原町四丁目新六番地」と思われる。南小田原町四丁目は現中央区築地七丁目。明治元年には外国人居留地に隣接する相对借地域に組み入れられた場所である。
- (3) 福沢は英学女工場と称しているが、もともとは新英学校及女紅場。のちに京都女学校となる。また同志社女学校も初めは同志社女工場と称していた。
- (4) 例えば東京府は、明治八年六月の府達第三十号で「女工場ヲ設ケ娼妓ニ工芸ヲ授ケ傍ラ読書習字ヲモ可教事」と定めている。
- (5) 五八頁。
- (6) 『福沢文集二編 卷一』に掲載されている「女子教育の事に付某氏に答」と題した文章は、明治十一年二月八日付の書簡の形態をとって、ちょうど森村の増築開業の頃である。ここでは『民間経済録』の文章を引用し、例えば洋裁の「笹縁の飾」(おそらくは縁取りの刺繍をさす)など「日本に在ては玩物に等しき仕事」を習うよりは、「糠袋の縫ひやう、襦袢の仕立方、次で反物を裁て男女の衣服を製するの芸」を覚えるべきであると主張し、実生活に有益な教育の重要性を説いている。これは森村の「日用浅近ノ事」を学ぶべきとの考えに相通じている。『福沢論吉全集』(昭和四十四年—四十六年再版。岩波書店。以下『全集』と略す) 第四卷四九八頁。
- (7) 『全集』第二十卷七九頁。
- (8) 『全集』第十九卷三八七頁。
- (9) 明治五年十月三十日付福沢論吉宛榎村正直書簡、十一月二十四日付高橋岩路宛福沢論吉書簡。『福沢論吉書簡集』(平成十三年—十五年、岩波書店。以下『書簡集』と略す) 第一卷二五六頁。拙稿「新資料 榎村正直宛書簡について」『近代日本研究』十二。前掲『近代女子教育の成立と女紅場』三五頁。
- (10) 『全集』第二十卷五〇頁。

- (11) 「中津市学校之記」は『福沢諭吉年鑑』四（昭和五十二年、福沢諭吉協会）六頁。拙稿「中津市学校に関する考察」『近代日本研究』十六。
- (12) 福沢は『学問のすすめ』の執筆において、ウェーランドの『修身論』(Wayland, Francis *The elements of moral science*) に多大な影響を受けたといわれている。その『修身論』を市中の書店で見つけ、買い求めたのは小幡であった。『全集』第一巻四八頁。
- (13) 『全集』第七卷二六〇頁。
- (14) 『慶應義塾学報』三十六（明治三十四年二月）四頁。改行を補った。
- (15) 「女大学評論」『全集』第六卷四七九頁。
- (16) 『民間雑誌』十一（明治八年五月）。全文は参考資料として稿末に掲げた。
- (17) 明治二十四年五月二十二日付清岡邦之助宛福沢諭吉書簡（『書簡集』第七卷七一頁）。
- (18) 明治十八年四月十日付福沢一太郎宛書簡（『書簡集』第四卷二五九頁）、明治二十九年九月七日付莊田平五郎・莊田田鶴宛書簡（『書簡集』第八卷二一九頁）などに見られる。
- (19) 『書簡集』第五卷五六頁。同五九頁。
- (20) 『三田評論』七六七（昭和五十二年二月）六一頁。

〈参考資料〉

嫡子ニ限り家督相続ヲ為スノ弊ヲ論ス

方今ノ論者、輒モスレバ華士族ノ素浪ヲ責メ、之ヲシテ自カラ省テ恥ルノ念ヲ生シ、他ノ良民ト同シク、或ハ心ヲ勞シ或ハ力ヲ役スルノ人タラシメント欲スルハ、固ヨリ事ノ宜シキヲ得ルモノニテ、即チ人間同等ノ水準ヲ得ントノ真情ニ発シ、偏頗ノ著シキモノニ就テ不平ヲ訴フルノ根拠ト為スガ如クナレトモ、深く其心思ノ内部ニ入テ明ニ其情ノ発スル所ヲ尋ルトキハ、啻ニ他ヲ倒シテ之ヲ自己ノ水準ニ下サントスル

ノ人間同等ニテ、所謂デブレイブドテイストフオアイクアルテイ（平均ヲ求ルノ卑屈心）ト云フ可キモノナリ。決シテ悉皆ノ人間ヲシテ有力貴重ノ人タラシメント欲スルノ人間同等ニアラズ。何以テ之ヲ証セシ。今ノ論者ハ、自家子孫ノ内ニ華士族有テ素儉シ、又將來ニ向テ素儉セントスレトモ、之ヲ敢テ咎ルコトナキハ何ソヤ。畜ニ之ヲ咎メザルノミナラズ、之ヲ敢テ知ラザルハ何ソヤ。之ヲ敢テ知ラザルノミナラズ、又從テ之ヲ助ケ成スモノアルハ何ソヤ。自家ニ在テハ之ヲ助ケ成シ、他人ニ在テハ啾々之ヲ責ルノ緊切ナルハ、所謂人ヲ責ルニ厚フシテ自カラ責ルニ薄キモノナリ。又デブレイブドテイストフオアイクアルテイニアラザルヲ得ンヤ。嗚呼思ハザルノ甚シキモノナリ。」

斯ク云ハマ入皆云ハン。自家子孫ノ内ニ華士族有リトハ、果シテ何ノ言ソヤ。余輩既ニ人間同等ノ大義ヲ識別シ、人間一生ノ一大埒場ヲ驅逐スルニ天稟ノ駿驚ハ之ヲ奈何トモスルコトナキモ、人事不平均ヨリ場ニ登ルノ始メ、先ツ一馬ヲ將テ饑餓セシメ、又一馬ヲ將テ繩ヲ以テ之ガ逸足ヲ束ネ、而シ他ノ飽足跳逸スルモノト驅逐ヲ競ハシメハ、輸贏ノ決スル終場ノ時ヲ待タズシテ明カナリ。是以テ余輩後來ノ景況ヲ前慮シテ、他ノ華士族ニ向テ素儉ヲ責ルニ汲々タリ。又何ソ自家ノ子孫ニ向テ此弊ヲ助ケ成スノ事ヲ為サン哉ト。

余之ニ答ヘテ云ハン。其言真ニ然リ。然ルガ故ニ先ツ自家ノ華士族ヨリ処置ヲ始メ、終ニ以テ人間同等ノ至善ニ躋ランコト希フノミ。何ヲ欵自家ノ華士族ト云フ。本邦ノ人ハ（他ノ諸邦亦此弊アルニモセヨ）、旧來ノ習慣ニテ、華士族ノミナラズ他ノ三民ト雖トモ、其家産ヲ長子ニ譲リ、他ノ子女ハ殆ト之ヲ顧ミザル如シ。或ハ遇マ之ヲ顧ル者アレバ、畜シク其子女ヲ愛スルニ非ズ、畜偏愛スル所ニ溺レテ、之ヲ長子ノ上ニ加ヘントスルモノナレバ、之ヲ概言シテ、唯一人ノ子ヲ子トシ、自余ノ子ヲ子トセザルト云フモ過言

ニアラズ。同シク父母ヲ戴ケトモ、兄弟姉妹ソノ生年ノ早晚ニ從ヒ、厚薄輕重日ヲ同フシテ語ル可ラズ。長子ハ誕生ノ日ヨリシテ之ニ衣スルニ錦繡ヲ以テシ、之ニ食マシムルニ黄梁ヲ以テシ、起居之ヲ勞ヒ、出入之ヲ顧ミ、同シク同胞ノ中ニ位シテ一種特別ノ權ヲ有チ、長ズレバ之ニ花娘ヲ聘シ、父母死スレバ之家産ヲ讓リ、逸居宴遊他ノ同胞ヲ輕蔑視シテ殆ト之ト齒セザルニ至ル。固ヨリ限アルノ家産ナルニ斯ク一子ニ厚スルトキハ、他ノ子女ニ薄カラザルヲ得ズ。是ニ於テカ他ノ男兒ハ纒縷ヲ衣、糟糠ヲ嘗メ、漸ク長シテ他家ヲ嗣グトキハ、亦妻孥ヲ養フ可キモ、良縁ナキ者ハ終身父兄ノ足下ニ使役シ、甚シキハ郷党朋友亦之ヲ齒セザルニ至ルアリ。コレ余所謂自家閨内ニ華士族アルノ謂ナリ。

斯ク長子ヲ偏愛スルハ、仏蘭西ノ碩学デトウクヴェル氏ノ説ノ如ク、長子ヲ偏愛スルニ非ズシテ、創業者ノ自愛心ニ出ルモノナラン。其言ニ云ハク、家産ヲ全フシテ之ヲ嫡流ノ子孫ニ伝フレバ、縱令我身死朽スルモ、百世ノ子孫我ニ代テ我名ト我光榮トヲ留ム可シト思フノ私念ヨリ、天稟親子ノ愛情ヲ割キ、他ノ子女ヲ顧ルニ遑アラザリシナラント。此言実ニ先ツ我心ヲ得タリ。人ノ父母タルモノ、誰欤其所生ヲ偏愛スルノ甚シキ此極ニ至ルモノアラシヤ。唯自己ヲ愛スルノ甚シキヨリ長子ニ伝フルニ自己ノ光榮ヲ以テシ、百世ノ下猶ホ生前ノ如キ光榮アランコトヲ願フモノナリ。何トナレバ我光榮ノ存スル所ハ、家産存スレハ光榮存シ、家産亡レバ光榮亦亡フ。而ルヲ之ヲ衆子ノ間ニ均分セバ、數代ヲ待タズシテ我光榮千折万分シ、終ニハ痕跡ヲ殘サマルニ至ル可ケレバ、之ヲ思フテ悽然タラザルヲ得ズ。於是カ完璧ノ儘、之ヲ嫡流ニ讓リ、子孫繼承以テ百世ノ下ニ至ルモ、我光榮赫然トシテ見ル可キモノアラシメントス。コレ即チ天稟親子ノ愛情ヲモ忘レ、自己ヲ愛スルノ私情ニ殉ヘタル所以ナリ。

今夫遠ク此習俗ノ来源ニ遡ラハ、草昧ノ雲烟中ニ其痕跡ヲ隱ス可キガ、尚推考シテ其来源ヲ探ラバ、一箇

ノ酋長其所轄ヲ挙テ之ヲ一子ニ伝フルガ如キニ創リタル可シ。然ルニ王政モ幕政モ国土ヲ私有スルノ法ナレバ、固ヨリ公私ノ分界モナク此国土ヲ將テ子孫ノ間ニ均分セバ大ニ政治上ニ不都合ヲ生ス可キ恐レアラバ、益此習俗ヲ確守シ、其風自カラ他ノ三民ヘモ波及シ、斯ク一般ノ習俗トハナリタルナラン。既ニ斯ク習俗ヲ成ストキハ、家産ヲ讓ルハ長子ヲ偏愛スルニ非ズ、長子ニ讓ルハ家産ヲ伝フルノ法トナリ、父母怪マズシテ之ヲ伝ヘ、長子恠マスシテ之ヲ受ケ、他ノ子女恠マスシテ之ヲ傍觀シ、以テ人間ノ常法ト爲シ、殆ト此際ニ疑念ヲ懷ク者ナキガ如シ。故ニ一家内ニ代々一人ノ專制君主アリテ、其先祖ノ名代トナリ、家庭自カラ儼然タル小朝廷ヲ爲シ、貴賤上下ノ名分実ニ基礎ヲ茲ニ定メリ。

サテ此習俗ヨリ奈何ノ結果ヲ生シタリヤト云フニ至テ、亦悲嘆ニ堪ヘザルモノアリ。稍ヤ身代饒ナルモノハ、大概祖先ノ遺沢ニ浴シ、生計ト戰フノ学校ヘハ一度モ足ヲ運ハズ、其門牆タモ闖ハザレバ、遊戲宴逸聊モ其身心ヲ勞役スルコトナク、啻父祖ニ受ル所ノモノヲ全フシテ子孫ニ伝フレバ、先祖ノ位牌ニ對シ恥ルコトナキトシテ、自カラモ之ニ満足シ、人モ亦以テ中人以上ニ算入シ、一世又一世延テ百世ニ及フモ、進長増益ノ念ヲ起スコトナク、唯祖先ニ及ハザルニ汲々タルノミ。於是カ致富ノ道枯死シテ、殆ト隆盛ノ花ヲ開クニ余地ナカラシメリ。加之進長増益ノ念ナキハ、特リ家産ニ止マラズ。學術才德ニ至テモ皆祖先ノ遺業ヲ繼承シ、之ヲ欣慕シ、之ヲ敬重シ、唯之ニ及ハザルヲ憂テ、此ガ右ニ出デenkoトヲ思フモノナケレバ、進取ノ念日ニ衰ヘ、退守ノ念月ニ盛ンナリシヨリ、世ヲ挙テ平庸愚ヲ愛シ、勇悍獷獫ヲ憎ムノ風俗ヲ成シ、人ノ父母タル者ハ、其子ノ平庸ニシテ終ニ守成ノ業ヲ能クセンコトヲ希ヒ、勇敢進取ノ氣象ナキヲ禱ルニ至レリ。嗚呼國俗ヲ衰頽シ、人心ヲ麻痺スル者ハ何ソヤ。源因一ニシテ止ラザルモ、家産讓與ノ法実ニコレガ一源タル可シ。豈ニ驚駭セザル可ケンヤ。此法ニ仍ルトキハ、人事ノ大小ニ拘ハラズ、創

業愈難フシテ守成愈易シ。創業ノ難キ所以ハ、前文ニ云ヘルガ如ク、埒場ニ登ルノ始メ既ニ己ニ飢餓束縛其逸足ヲ伸バスコト能ハザラシメ、而シテ之ヲ驅逐スルモ何ソ他ノ飽足跳逸スル者ト場ヲ競フヲ得ン哉、故ニ難キモノハ月ヲ逐テ愈難ク、易キモノハ月ヲ迎テ愈易ク、其劳逸既ニ雲壤懸隔セリ。於是カ易逸ノ地位ニ居ル者ハ、遊戯宴樂情欲ノ驅使ニ羈サレ、更ニ人事ノ改良ヲ思フノ暇ナク、父祖ノ遺業ヲ承テ生ナガラ守成ノ易キニ居レバ、心中一点ノ創業心ナク、百人前ノ食ヲ食フテ、半人前ノ仕事ヲモ為ルコトナケレバ、英国ノ諺ニ云ヘルアリ。長子ニ家産ヲ讓ルハ良法ナリ。此法ニ従ヘバ、家内唯一人ノ愚兒ヲ生ストコハ此弊ヲ嘆スルノ至レルモノナリ。本邦ノ諺ニモ、惣領ノ甚六ト云ヘルハ皆長子ノ無能ナルヲ譏ルノ言ナリ。英国ニテモ貴族ヨリ豪傑ヲ出スハ多ク其二三男ニシテ、此党ノ人ハ父兄奢侈炫耀ノ間ニ生長シ、而シテ之ヲ永存スルノ目途ナケレバ、生計ニ向テ戦フノ念愈強ク、炫耀ノ為メ益創業ノ念ヲ生シ、以テ非常ノ才ヲ出スコトアリト云フ。本邦ニテモ少シク恒産アル者ナレバ、長子ハ多クハ遊戯為スコトナク、唯敢為ノ氣象ハ二三男ニ求ム可キノミ。然ルニ良縁ヲ得テ他家ヲ嗣クトキハ、亦他ニ倣フテ無為ノ人タルヲ免レズ。コレニ由テ見ルトキハ、家産ハ人ノ心身ヲ麻痺シ、之ヲ誘テ愚者ノ域ニ往クモノ欤。決シテ然ラズ。家産ノ人ヲ麻痺セザルハ、西洋諸國ノ景況ヲ目撃シテ、其然ラザルヲ知ル可シ。西洋諸國ノ富ハ本邦ノ比ニアラズ。然ルモ敢為ノ氣象アルハ、本邦ニ在ラズシテ西洋諸國ニ在リ。唯麻痺スルト否トハ、之ヲ用ユルノ法ニ存セリ。之ヲ用ユルノ法不善ナルトキハ、上文論スル所ノ如ク幸ヲ与ヘントシテ不幸ヲ与ヘ、不幸ヲ加ヘテ幸ヲ為スガ如キ心事ノ齟齬ヲ生シ、恰モ狂者ノ泣ク可キニ笑ヒ、笑フ可キニ泣クガ如キ景況ヲ免レザルコトアリ。人智淺近真ニ恠ムニ足レリ。

今此心事ノ齟齬ヲ免レ、幸ス可キニ幸スルニ至ルハ、難カラズ。唯旧貫ノ迷霧ヲ脱出シ、虚心以テ世ノ真

態ヲ静思セバ、華士族ノ素飡ヲ責ルガ如キ人間同等ノ端倪ニ止ラズシテ、真理ヲ家庭ノ内ニ覓メ得ル可シ。目今世態波瀾ヲ生シ、進取創業ノ氣風暖然トシテ擲ス可キ如キモ、旧來ノ習俗ニ仍テ家庭ノ華士族ヲ掃攘セザレバ、年ヲ経ズシテ新陳ノ貴族交替シ、復タ依然タル旧醜態ヲ発露ス可シ。論者思ハザル可ラズ。故ニ此旧俗ヲ一變シ敢為ノ氣風ヲ生シ、本邦ノ真福ヲ培植セント思ハバ、遺業ヲ將テ子女ノ間ニ均分スルノ法ヲ立テザル可ラズ。遺業ヲ子女ノ間ニ均分スルハ、固ヨリ天稟ノ愛情ニ戻ラズ、至公至善啄ヲ容ル可キニアラザレトモ、長子繼承ノ法既ニ数千年ノ久ヲ経テ、根柢甚タ堅牢ナレバ、識者ノ力ヲ翕合シ四方八面ヨリ之ヲ毀テ、真理ノ所在ニ帰サシメザレバ、成功豈必ス可ケンヤ。然ルモ此法一度設立セバ華士族モ毀ツ可シ。男女同權モ行ハル可シ。民權モ復ス可シ。道德モ興ル可シ。敢為ノ風モ希フ可ク、財貨ノ分賦モ其平ニ赴ク可シ。一舉シテ百利興ルトハ此等ノ法ヲ云フナル可シ。嗚呼人間一生ノ一大埒場ヲ驅逐スルニ齊シク、其逸足ヲ伸バス可キハ特リ此法ニ在テ存セリ。

*資料の引用にあたって、①常用漢字体のあるものはそれを用い、俗字は正字に直した。『福沢論吉全集』も同様である。②『福沢論吉書簡集』で用いられている助詞の「者」「而」「江」の特殊な字体は、平仮名に変えた。③原則として句読点は原文のままだが、「女工場の開業を祝するの文」「右祝文を慶應義塾に進呈せる手紙」「嫡子ニ限り家督相続ヲ為スノ弊ヲ論ス」は筆者が補った。